

虐待防止委員会運用指針

特別養護老人ホーム 玉野山田荘

虐待防止委員会 運用指針

1) 施設における虐待の防止に関する基本的な考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待防止のために必要な措置であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を作成し、すべての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

2) 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項について

当施設では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」を設置することとします。

1. 委員会の目的

虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、必要に応じ随時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とします。

2. 委員の選出

- ① 委員長は、虐待防止責任者とします。
- ② その他の委員は、別表のとおりとします。
- ③ 委員に、必要ある場合に第三者委員を加えることができることとします。

3. 委員会の開催

- ① 委員会は、おおむね3ヶ月に1回開催するものとする。
- ② 虐待防止に関する施設内での協議事項が生じた都度に随時開催する。
- ③ 施設内で虐待事例が発生した時にはかならず開催する。

4. 委員会の議題・協議について

- ① 虐待防止委員会その他の施設内の組織に関する事
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関する事
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事
- ④ 虐待について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、行政（別紙）への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事

- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3) 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発する者であるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ① 定期的な研修の実施（年2回）
- ② 新任職員への研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ④ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4) 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職委の如何を問わず、厳正に対処します。
- ② 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待の権利と生命の保全を優先します。

5) 虐待等が発生した場合の相談・報告体勢に関する事項

- ① 利用者、利用者家族、職員、居宅サービス利用者から虐待の通報を受けた場合、相談窓口である虐待防止責任者に報告します。虐待者が虐待防止責任者本人であった場合は、他の上席者に相談します。
- ② 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の優位を払ったうえで、虐待等を行った本人に事実悪人を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- ③ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- ④ 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと反出される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。

- ⑤ 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- ⑥ 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- ⑦ 必要に応じ、関係機関や地域住人等に対して説明し、報告を行います。

6) 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、利用可能な権利擁護事業（成年後見制度等）について説明し、必要に応じ、行政機関等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7) 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ① 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、ほかの上席者に相談します。
- ② 口授相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように、細心の注意を払って対処します。
- ③ 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

8) 当該指針の閲覧に関する事項

当指針は利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧することができます。

9) その他虐待の防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等の為の内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

(附則)

本規定は令和5年4月1日より改訂し実行する。

(別紙)

《 行政機関その他苦情受付機関 》

岡山県 備前県民局	岡山県岡山市中区古京町 1-1-17 TEL 086-272-3915
玉野市役所 長寿介護課	岡山県玉野市宇野 1-27-1 TEL 0863-32-5534
岡山県 国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	岡山県岡山市北区桑田町 17-5 TEL 086-223-8876
岡山県 運営適正化委員会	岡山県岡山市北区南方 2 丁目 13-1 TEL 086-226-9400

(別表)

虐待防止委員名簿

	役 職
委員長	施設長（虐待防止責任者）
委員	生活相談員 兼 統括課長
〃	介護支援専門員
〃	看護職員
〃	機能訓練指導員
〃	介護主任
〃	介護職員
第三者委員	玉野山田荘苦情解決第三者委員